

別添

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準

令和2年（2020年）10月30日

熊本県教育委員会

1 出席停止の基準・期間

	基準	期間
①	幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
③	児童生徒等がPCR検査等※1を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑥	その他、校長が出席停止を必要と認める場合 ※2	校長が必要と認める期間
⑦	<u>熊本県リスクレベル※3のレベル4以上に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合</u>	同居の家族に症状がみられなくなるまで

※1 PCR検査、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症を判定するための検査。

※2 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。

※3 熊本県リスクレベル

リスクレベル	県の判断基準
レベル5 厳戒警報	県内で ①新規感染者150名以上かつ②病床使用率25%以上 等
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者50名以上かつ②リンク無し感染者25名以上
レベル3 警報	県内で ①新規感染者30名以上又は②リンク無し感染者15名以上
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生かつ②レベル3に該当しない場合
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ②県内では新規感染者が未発生
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない

文部科学省「衛生管理マニュアル」における地域の感染レベルの設定基準(県立学校)等

熊本県教育委員会

県リスクレベル		衛生管理マニュアル					
レベル	判断基準	地域の感染レベル	地域の感染レベルの設定基準(県立学校)	地域の感染レベル毎の行動基準等			
				身体的距離	登校	感染リスクの高い教科活動	部活動(自由意思の活動)
(爆発的な感染拡大や、国が緊急事態宣言を行う場合)		3	県内の感染拡大の状況、地域・学校における感染状況、本県を対象とした緊急事態宣言の発令、知事からの休業要請等を踏まえ、県教育委員会が総合的に判断し別途通知する。	できるだけ2m程度(最低1m)	本人だけでなく同居の家族に発熱等の風邪症状があるときは自宅で休養	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル5 厳戒警報	県内で ①新規感染者150名以上かつ ②病床使用率25%以上等						
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者50名以上かつ ②リンク無し感染者25名以上	2	※ 但し、衛生管理マニュアル(2020.9.3Ver.4)第2章2(1)①において、「レベル3及び2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください。」とあるのは、本県においては、県リスクレベルが4以上の場合に適用	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	本人に発熱等の風邪症状があるときは自宅で休養	(収束局面) 感染リスクの低い活動から徐々に実施 (拡大局面) 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル3 警報	県内で ①新規感染者30名以上又は ②リンク無し感染者15名以上						
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者発生かつ ②レベル3に該当しない場合	1	県リスクレベルが0~2の場合			適切な感染対策を行った上で実施	十分な対策を取った上で実施
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ ②県内では新規感染者が未発生						
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない						

\* 県リスクレベルに係るレベル及び判断基準は令和2年10月改訂時点

\* 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(「衛生管理マニュアル」)」は2020.9.3Ver.4